

# 学生生活上の留意事項

## I. 禁止事項

### 1. 自動車(自動二輪車を含む)通学の禁止について

自動車通学は、身体的理由(所定の手続きが必要)を除き、禁止します。

ただし、人間生活学部学生および大学院生に関しては、自動車通学許可基準により限定的に認める場合もあります。

大学敷地内の駐車や大学周辺の路上、住宅地等に違法駐車、迷惑駐車をを行った場合は状況調査の上、厳正に対処します。

また、「自動車通学許可証」を取得せずに自動車で通学した場合、「停学」「譴責」等、学則に基づく懲戒の対象となります。

### 2. 校内禁煙について

キャンパス内は屋内外を問わず全面禁煙です。

### 3. 勧誘活動について

大学公認団体以外の勧誘活動を禁止します。

## II. 学内

### 1. 持ち物の自己管理について

持ち物、特に貴重品の管理には十分注意し、カバン、手荷物等は放置しないでください。なお学内で忘れ物・落とし物をしたときは、学生課に問い合わせてください。

### 2. 携帯電話、スマートフォンについて

他人に迷惑がかかる場所で、携帯電話、スマートフォン等を使用しないでください。

### 3. 学内での履物について

体育館、調理室、被服室、実験室等指定された施設や教室では、管理責任者の指示に従って上靴等に履き替えてください。また、学内を安全に歩行するためにヒールの高い靴等は慎みましょう。

学内の清潔さを保つために、特に冬期間は玄関前で靴の汚れ、水滴、雪等をよく落とすよう心がけてください。

### 4. 施錠時間について

両キャンパスとも 20 時に玄関を施錠します。20 時を超えて学内に残りたい場合は、学生課(花川キャンパスは総務課)に「居残届」を提出してください。ただし「居残届」を提出しても 22 時を超えて学内に残ることはできません。

## III. 学外

### 1. アルバイトについて

アルバイトの求人、学内の専用掲示板に掲載します。

学業に支障をきたす職種、学生にふさわしくない職種については慎みましょう。

【例】危険を伴う仕事、風俗営業等の接客、外交販売、深夜帯の勤務等。

### 2. 学生会館・アパート・マンションについて

パンフレット等の資料は、学生課の所定の場所に設置しているのでご利用ください。

### 3. 学生の家族の弔事について

学生の家族にご不幸があった場合は、学生課に連絡してください。

本学では毎年 11 月初めに、亡くなられた方々を追悼する慰霊ミサを行っています。

## IV. 通学

### 1. 交通事故防止について

自転車による交通事故の被害者となるだけでなく、最近は加害者となるケースが増加しています。交通安全および事故防止には十分注意を払うようお願いします。

### 2. 公共の交通機関でのマナーについて

地下鉄やバスの車内、および停留所等においては、大声で話す、通路を塞ぐ等、他の乗客に迷惑がかかる行為は慎みましょう。

### 3. 自転車の置き場所について

両キャンパス共、学生用の駐輪場を用意しています。自転車は人や車輛の通行の妨げにならないよう、所定の駐輪場内に駐輪してください。

キャンパス内において、長期間放置されている自転車は廃棄処分します。

## V. その他

### 1. 個人情報について

個人情報は、業者や各種団体等に安易に教えないよう十分注意してください。

### 2. [学生教育研究災害傷害保険][学生教育研究災害傷害保険付帯賠償責任保険]について

下表の保険は、入学と同時に全員が加入しています。保険期間は加入から4年間です。

なお、4年を超えて在学する場合は、再度加入しなければなりません。

加入保険	対象となる事故	対象となる活動
学生教育研究災害傷害保険	学生自身の体の障害 (ただし、急激かつ偶然な外来の事故によるものに限る)	以下の活動中に被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガ 【 国内・海外ともに対象 】 ① 正課中 ② 学校行事中 ③ 上記以外で学校施設内にいる間 ④ 課外活動中 ⑤ 通学中
学生教育研究災害傷害保険付帯賠償責任保険	学生が、他人にケガをさせたり、他人の財産を損壊したことによって被る法律上の損害賠償	以下の活動に起因する偶然な事故によって被った法律上の損害賠償 【 国内・海外ともに対象 】 学校管理下の活動 ① 正課中 ② 学校行事中 ③ 通学中

傷害事故が起きた場合は、すみやかに学生課へ連絡して所定の手続きをとってください。

※詳細については、入学時にお渡しした「学生教育研究災害傷害保険のしおり」「学研災付帯賠償責任保険のしおり」をご覧ください。